

(別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

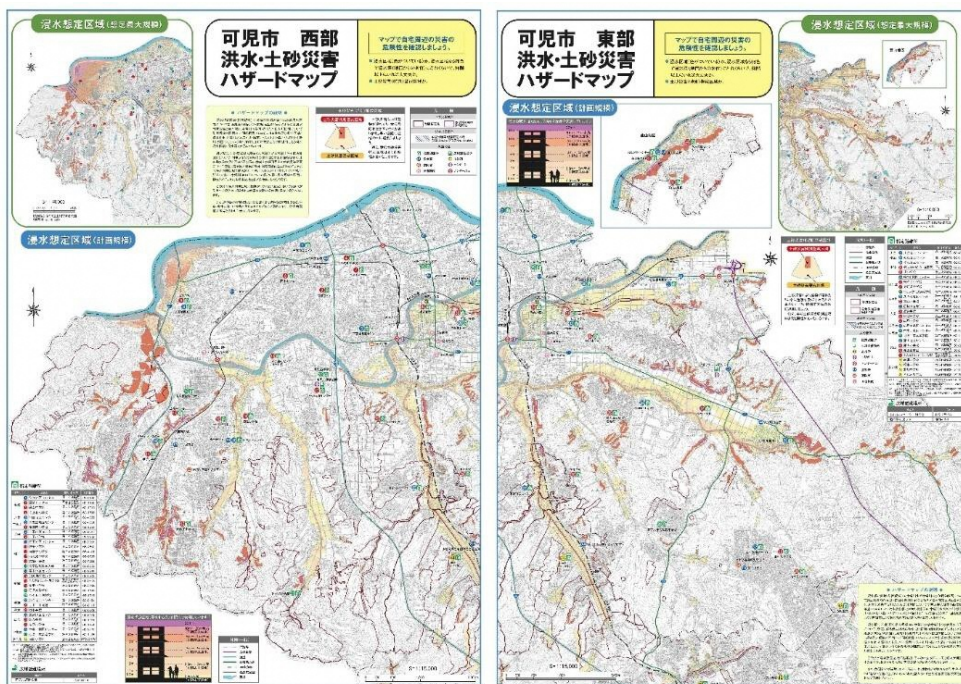
当市は、可児盆地を市域としており、平成17年に兼山町と合併したことによって、兼山地区(旧兼山町)は御嵩町を挟んだ飛地となっている。北部には木曽川が流れ、対岸の太田盆地まで概ね平坦な地形が続いており、北西部にそびえる鳩吹山のふもとで可児川が木曽川と合流している。東部は浅間山をはじめ広く丘陵地となっており、多くのゴルフ場を有しているほか、一団で開発された住宅団地が点在している。南部には住宅団地や工業団地が広がっているほか、西部の丘陵地では西可児駅を中心として住宅団地の開発が進み、最も人口が多い地区となっている。

当市においては、急峻な地形は少ないものの、近年頻発している局地的な豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等への対策を講じる必要がある。

### (1) 地域の災害リスク

#### (風水害)

当市のハザードマップでは、計画規模で木曽川の水位周知区間で2日間総雨量311mm、可児川の水位周知区間で6時間総雨量205mm、その他の河川で概ね30年に1回程度起こる降雨を元に、想定最大規模で木曽川の水位周知区間で2日間総雨量615mm、可児川の水位周知区間で6時間総雨量437mm、その他の河川で最大規模の降雨を元に、洪水浸水区域・浸水深が示されており、市内を横断する可児川流域での被害を想定している。大手製紙工場、油圧機器製造工場が建つ工業専用地域がある国道41号線沿いの土田地区や市役所が立地する中心市街地に隣接する東部の東海環状自動車道可児御嵩 IC に向かう広見東地区では、名鉄広見線沿線を中心に広範囲に最大5mを超える浸水被害が予想されているほか、中心市街地の西に位置する商業地域である下恵土地区においても最大3.0超の浸水が予想されている。なお、各所にアンダーパス、地下道があり危険が予測されている。



(可児市洪水・土砂災害ハザードマップより)

過去には伊勢湾台風のような多くの家屋が全壊する被害を出した強風及び大雨災害や、平成22年7.15集中豪雨災害では可児川の氾濫により死者1名、行方不明者2名の人的被害のほか、市内各地で道路の冠水、家屋の浸水、土砂崩れ等が発生した。当市の自然・地勢的な特性から、このような強風及び大雨による被害や、局地的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害等は今後も発生するおそれがある。

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和 34. 9. 26	台 風 (伊勢湾台風)	死者 3 人 負傷者 59 人 家屋全壊 322 戸 半壊 514 戸 浸水 47 戸
36. 6. 24 ~29	大 雨	降雨量 24 日~26 日まで 234mm 27 日 139.5mm 農地の冠水 798ha 路面流出・路側の決壊 98 箇所 橋りょう流出 3 箇所
36. 9. 15 ~16	台 風 (第 2 室戸台風)	家屋全壊 9 戸 半壊 41 戸
45. 6. 16 ~18	大 雨	降雨量 259mm 家屋半壊 1 戸 床下浸水 28 戸 農地の流出・埋没 3.5ha 農地の冠水 800ha
50. 6. 10	大 雨	死者 2 人 床下浸水 145 戸 農地の冠水・埋没 0.7ha
58. 9. 28	大 雨	床上浸水 12 戸 床下浸水 8 戸 非住家の浸水 15 戸 農地の冠水 29ha
平成 4. 8. 11	大 雨	床上浸水 1 戸 床下浸水 42 戸 一部破損 2 戸 護岸決壊 23 箇所 道路崩壊 1 箇所 農地冠水 6 箇所
5. 9. 9	台 風 (14 号)	床下浸水 2 戸 落橋 1 箇所 交通不能箇所 2 箇所 護岸決壊 4 箇所
10. 9. 22	台 風 (7 号)	家屋半壊 4 戸 一部破損 79 戸 非住家の被害 32 戸 交通不能箇所 94 箇所 山腹崩壊 0.04ha 農作物被害(水稲 80ha 野菜 31.8ha 果樹 0.8ha)
11. 9. 15 ~16	台 風 (16 号)	死者 1 人 床下浸水(住宅)23 戸 (住宅以外) 29 戸 農地の冠水 0.45ha 農地の土砂流出 0.05ha 路側決壊 11 箇所 道路崩壊 6 箇所 護岸崩壊 5 箇所
22. 7. 15 ~16	大 雨	降雨量 7 時間で 270mm 時間雨量 91.5mm 死者 1 人 行方不明 2 人 負傷者 1 人 床上浸水(住宅) 34 棟 (住宅以外) 157 棟 床下浸水(住宅) 151 棟 (住宅以外) 12 棟
23. 9. 20 ~21	台 風 (15 号)	負傷者 1 人 床上浸水(住宅) 7 棟 (住宅以外) 34 棟 床下浸水(住宅) 53 棟 (住宅以外) 25 棟
29. 7. 14	大 雨	床下浸水(住宅) 4 棟 (住宅以外) 1 棟 路側決壊 9 箇所
29. 8. 18 ~19	大 雨	記録的短時間大雨情報 1 回 床下浸水(住宅) 7 棟 (住宅以外) 6 棟 交通不能箇所 4 箇所
30. 8. 31	台 風 (21 号)	住家一部損壊 27 棟 非住家一部損壊 5 棟

(可児市地域防災計画令和7年4月改定より)

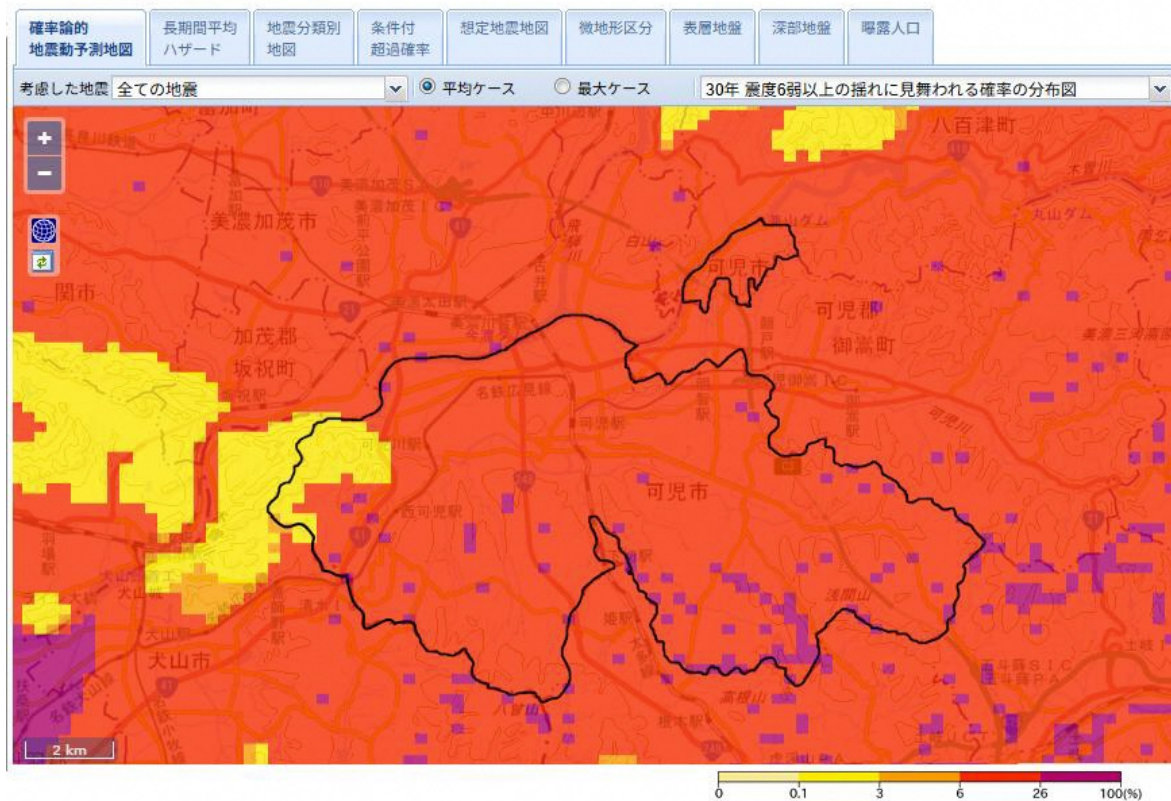
## (地震災害)

当市では、明治24年10月28日に発生した濃尾大地震により、根尾谷断層の東南端に当たる帷子地区や春里地区で特に大きな被害があった（両地区で死者11人、全壊戸数400等）が、それ以降は大きな震災に見舞われていない。しかし、我が国では、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月14日および4月16日の熊本地震等により大規模な被害が出ている。東日本大震災を受けて、中央防災会議や岐阜県では、近い将来、今回の地震と同様のメカニズムで発生すると考えられている南海トラフ巨大地震等について議論されているほか、岐阜県内には多数の活断層が分布しており、内陸直下型地震の発生も危惧される。

当市は西部、南部、東部の三方向を丘陵地に囲まれており、当市のハザードマップによると、主要道である国道41号線が通る東帷子地区、菅刈地区、県道84号線が通る平牧地区、久々利地区には土砂災害特別警戒区域とそれに続く土砂災害警戒区域が各所に散在しており、急傾斜地崩壊危険区域も何か所もあることから、がけ崩れ、土石流が想定される。

J-SHIS 地震ハザードステーションの「今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図」によると、当市はほぼ全域が高確率の地域に属している。

>>>J-SHIS 地震ハザードステーション



気象庁の最新の南海トラフ地震関連解説情報では、現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていないとしながらも、元々南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率は高いと評価されており、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから切迫性の高い状態とされている。

当市に大きな影響を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる主な内陸型地震は、岐阜県が公表している「平成30年岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」などによると、下表のような被害が想定されている。

想定項目		南海トラフ地震	養老・桑名・四日市断層帯地震	掛妻川・武儀川（濃尾）断層帯地震	長良川上流断層帯地震（北→南）	長良川上流断層帯地震（南→北）	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	阿寺断層系地震（南→北）	阿寺断層系地震（北→南東）	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震（東→西）	高山・大原断層帯地震（南→北東）	
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	5強	6弱	5強	5強	5強	5強	5弱	
建物被害種	揺れ	全壊	143	28	339	118	0	72	0	3	2	0	0
		半壊	1,277	486	2,124	1,151	26	937	66	162	99	36	1
	液状化	全壊	365	41	116	53	0	31	0	7	2	7	0
		半壊	566	64	182	83	0	49	0	11	3	11	0
	急傾斜地	全壊	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	全壊	509	69	456	171	0	104	0	11	4	7	0
半壊		1,843	550	2,306	1,234	26	985	66	173	102	47	1	
火災(件)	冬の朝5時	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	夏の昼12時	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	冬の夕方18時	2	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	
人的被害(人)	死者	冬の朝5時	9	2	21	7	0	4	0	0	0	0	0
		夏の昼12時	3	1	8	3	0	2	0	0	0	0	0
		冬の夕方18時	5	1	13	4	0	3	0	0	0	0	0
	重症者	冬の朝5時	15	3	37	13	0	8	0	0	0	0	0
		夏の昼12時	14	3	29	12	0	8	0	1	0	0	0
		冬の夕方18時	12	2	27	11	0	7	0	1	0	0	0
	負傷者	冬の朝5時	271	98	478	247	5	195	12	32	19	7	0
		夏の昼12時	160	63	293	150	4	115	10	23	15	6	0
		冬の夕方18時	168	63	299	153	4	121	10	22	14	5	0
	要救出者	冬の朝5時	40	8	96	33	0	20	0	1	1	0	0
		夏の昼12時	22	4	50	19	0	12	0	1	0	0	0
		冬の夕方18時	27	5	64	23	0	14	0	1	0	0	0
避難者数 (建物被害及び焼失)		3,324	811	3,823	1,863	32	1,438	79	234	130	74	1	
帰宅困難者数		669	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※数値は小数点以下を四捨五入しているため合計値等が一致しない場合があります。

(可児市地域防災計画令和7年4月改定の資料を編集)

### (感染症リスク)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。近年は早い時期からインフルエンザの流行が拡大し、多くの地域で感染報告が増加し、更に一部変異株が広がるなど、流行の強さに影響が出る可能性がある。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### (原子力災害)

平成24年9月に岐阜県が発表した放射性物質の拡散シミュレーションでは、敦賀発電所において福島第一原子力発電所の事故と同様の放射性物質が放出されたと仮定した場合、気象条件によっては本市南部で年間20～100mSvの外部被ばくが予想されている。このため、岐阜県地域防災計画において、本市は「対策強化地域」に指定されている。

## (2) 商工業者の状況

事業所数 2,897事業所  
(内小規模事業者数 2,082事業所)

	事業者数	内小規模事業者	事業所の立地状況等
製造業	302	187	市南部、東部の丘陵地、市西部に集中
建設業	346	328	市内全域に広く分散
サービス業	458	394	市内全域に広く分散
卸・小売業	694	391	市中心部のほか、市内全域に広く分散
飲食業	392	254	市中心部のほか、市内全域に広く分散
宿泊業	12	11	市中心部に集中
医療、福祉	64	58	市中心部、市西部に分散
その他	629	459	市内全域に広く分散
合計	2,897	2,082	

(令和3年経済センサス活動調査より)

当市は周辺の丘陵地が住宅団地として開発され広がっていったことから、従来の中心市街地の商店街は衰退し、商業・サービス業は市内広範囲に分布している。工業は県内有数の規模で南部丘陵地にある可児工業団地、市東部に整備された二野工業団地、可児柿田流通・工業団地、可児御嵩インターチェンジ工業団地に集中しており、他に油圧機器製造業、製紙業大手の工場が土田地区にある。直近の岐阜県の統計資料では経済活動別市町村内総生産は4,906億9千万円であり、その内製造業は2,131億円と43.4%と高い割合を占めている。

## (3) これまでの取り組み

### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定（令和7年4月改定）
- ・各種防災訓練の実施

#### ①水防訓練

風水害を想定した本部の初動対応訓練と避難所との情報伝達訓練、災害現場での対応訓練等を関係機関と連携して年1回実施（直近では令和7年6月1日に実施）

#### ②防災訓練

直下型地震発生から3日間に必要な対応について本部、避難所、現場、各課のBCPに基づく訓練を消防団、自治会、その他関係機関と共同で年1回実施（直近では令和7年9月7日に実施）

- ・防災備品の備蓄

食料：主食類、副食類、飲料水など

資材等：発電機、投光器、組立式給水タンク、移動炊飯器など

その他：簡易トイレ、担架、リアカー、毛布、間仕切りなど

※主な備蓄品の詳細は、可児市ホームページ内「防災情報＞地域防災計画＞7. 備蓄品一覧」に掲載。

## 2) 当所の取組

### (事業者向けの取組)

#### ・事業継続力強化支援事業（県補助事業）

- ①計画策定セミナー（令和3年10月6日・28日参加者9名、4年11月16日参加者5名、6年1月23日参加者12名、7年11月26日・12月3日参加者13名）
- ②個別相談会（令和3年11月16日参加者2名、4年12月15日参加者1名）
- ③周知啓蒙  
日商保険制度のパンフレットを所報折込、会議等で配布  
FMららスポットCM（令和3年10月11日～10月30、5年2月27日～3月12日、6年2月26日～3月19日、10月22日～11月13日）

※日本商工会議所の会員向け保険制度「ビジネス総合保険制度」は、火災、落雷、爆発、食中毒、風災、水災、雪災など事業休業の補償の他、事業活動における賠償、PL、財物損壊などのリスクを総合的に補償するもの。

加入実績：124社（令和7年10月末日時点）

### (職員の支援スキル向上の取組)

- ・オンライン研修会（令和3年6月25日参加者1名）
- ・オンライン研修会（水害版BCP策定セミナー 令和4年7月25日参加者1名）
- ・オンライン研修会（BCP（事業継続計画）策定支援セミナー 令和5年9月26日参加者1名）
- ・オンライン研修会（楽しく学ぶリモート防災研修オンラインセミナー 令和6年9月5日参加者1名）
- ・オンライン研修会（これからの災害対策 令和7年9月18日参加者1名）

### (当所における防災・減災の取組)

- ・災害非常用備蓄食糧の購入（保存用パン240個 令和8年1月更新予定）
- ・災害非常用備蓄水の設置（ペットボトル48本（500ml） 令和8年1月更新予定）
- ・災害非常用カイロの購入（100個 令和8年1月更新予定）
- ・非常用ヘルメット6個（令和7年12月時点）
- ・革手袋（ガラス片等除去用）2組、軍手12組（令和7年12月時点）
- ・手回し発電ラジオ1台（令和7年12月時点）
- ・救急箱の整備、内容の確認（令和7年12月時点）
- ・感染症対策備品の設置状況（令和7年12月時点）
- ①マスク20枚、②非接触型体温計測スタンド2個、③消毒液18リットル、④消毒用スタンド2台、⑤消毒用スプレーボトル10本
- ・緊急連絡先名簿の整備（携帯電話番号を掲載し SNS 等を活用）（令和7年12月時点）

### (市等と連携した取組)

- ・可児市が実施する避難、消火訓練（総合会館）への参加及び協力（直近では令和5年9月25日に1名参加）

## II 課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

### (1) 事業者の防災・減災対策について

中小企業における損害保険加入率について、日本損害保険協会が行った2025年調査では、中小企業の約55.5%しか損害保険に加入していないと報告されており、加えて、約4割の企業が5年以上保険内容の見直しをしていないことが指摘されており、補償内容の最新の理解・最適化が進んでいない状況が伺える。また、帝国データバンクが2025年に行った全国アンケート調査では、大企業の約38.7%がBCPを策定済みとする一方、中小企業では約17.1%に留まっており、中小企業の策定率は大企業の約半分以下という規模間の差が明確に現れている。

中小企業庁のホームページにおいて公表されている事業継続力強化計画の認定数は令和7年11月末時点で累計91,369件となっており、中部地区2,241件の内、岐阜県全体で351件、当市内は僅か5件に留まっている。当市内では過去に大規模な災害が発生したにもかかわらず、日頃は防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことからセミナーへの参加者もまだまだ少なく、他の地域での災害が報じられると意識してセミナー参加者が増加するという状況である。

### (2) 商工会議所の支援体制について

当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、自然災害の影響を軽減するための保険・共済等の周知、加入推進や、事業者BCP策定支援の具体的な手法など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等の蓄積、人員がまだ充分でないため、効果的な事業者支援を行うには外部の支援機関、保険会社の協力を受けて実施せざるを得ない状況である。

### (3) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、今後円滑に運用できるよう連携を強化していく必要がある。また当所としても事業継続計画を策定済みであるが、定着しているとは言えない状況であり緊急時にきちんと対応できるかは不明なことから、平時の訓練を充分に行い、人員の変更に応じて定期的に計画を見直していく必要がある。

## III 目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCP策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策を行うための体制が整えられるようにする。

### (1) 事業者の防災・減災対策について

近年は、他地域での災害が報じられることでセミナー参加者が増加する傾向であることから、災害等への備えが必要と考える事業者もいるが、全体としては未だ認識が低いと考えられるため、自然災害リスクを認識させると共に、事前対策の必要性を周知啓蒙する。市内事業者の71.8%が人的に余裕のない小規模事業者であることから、備えの第一歩としての保険、共済の推進を図る一方、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取り組めるよう、BCP策定セミナーを開催し、専門家のフォローアップを行うなど事業者の計画策定、計画認定を支援する。

(支援内容および目標件数)

- ・ 防災、減災に資する取組や対策の普及啓発等 年：2回
- ・ 事業者BCPの策定状況調査 年：1回
- ・ 事業継続力強化支援巡回指導 年：20件（セミナー講師等の個別相談含む）
- ・ 事業者BCP等策定セミナーの開催 年：1回
- ・ 事業者BCP等作成支援事業者数 年：10事業者
- ・ 事業者BCP等作成事業者数 年：5事業者

## (2) 商工会議所の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するBCPに関するセミナー等へ積極的に職員を参加させることで個々の職員のスキルアップを図る。併せて、所内で定期開催している事例発表会、打合せ等において支援ノウハウ等を共有し、商工会議所全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

## (3) 災害発生時の対応について

- ・ 発災時には当所の事業継続計画が適切に運用できるよう平時から訓練と計画内容のブラッシュアップを行う。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告の流れ及びマニュアルが適切に運用できるよう平時から確認を行う。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症の国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・「可児市地域防災計画（令和7年4月改定）」や「可児市避難所運営マニュアル指針（令和7年11月1日改定）、同感染症対策編（令和5年12月1日改定）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険や共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報紙、ホームページ、SNS等において、行政の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、新しい生活様式に基づき、感染拡大防止策等について冷静に対応することを周知する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和5年3月に事業継続計画を策定。（令和8年1月に更新）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県と「地方創生に向けた産業振興及び観光振興に関する連携協定」を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、市内事業者を対象とした事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災時にスムーズな資金調達支援が遂行できるよう、市内金融機関、日本政策金融公庫、岐阜県信用保証協会等と連携の強化を図る。

#### 4) フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施する。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知する。
- ・当所法定経営指導員と可児市商工振興課担当者により、本計画の状況確認や改善点等について、情報共有等を図る。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。  
（訓練は必要に応じて実施）

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについてなど、できる限り情報収集を図る。

#### 安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
可児市商工振興課	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網
可児商工会議所	職員：発災後1時間以内、携帯、SNS等 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとの安否を確認

- ・発災後2時間以内に当所と当市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

#### 安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
可児市商工振興課	課長	係長
可児商工会議所	事務局長	相談所長

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	当所の応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・市内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れないもしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>③復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※建物の被害区分 全壊：建物や機能が完全に破壊されるなど、施設の復旧に多大な時間を要する状態

半壊：建物や機能に大きな損傷はみられるが復旧が見込める状態  
 損傷：損傷の程度が軽く、短時間での復旧が見込める状態

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・感染症については、国内感染者発生直後には、職員の体調確認を行うと共に、事業所内の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市の「可児市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和2年11月改訂）」に基づき、事業所等への感染予防の啓発等、必要な情報の把握と発信を行うとともに、当所に交代勤務を導入するなどにより、体制維持に向けた対策を実施する。

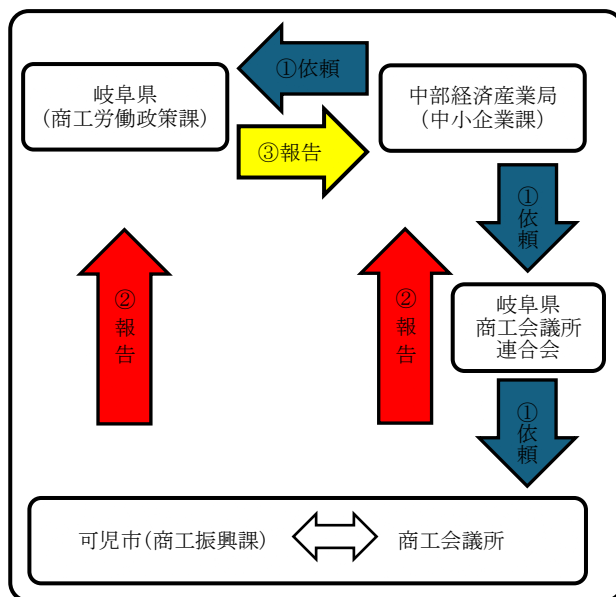
### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

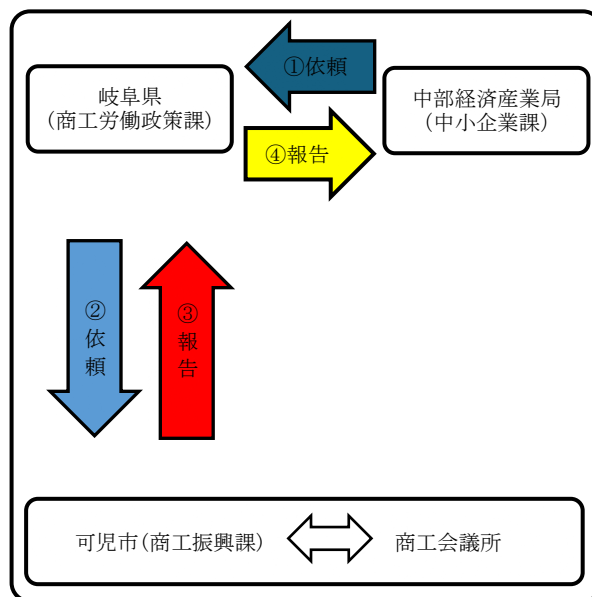
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

[被害情報の報告の流れ]

【初動対応】



【被害実態の把握】



#### < 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当所は、国からの依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 市内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

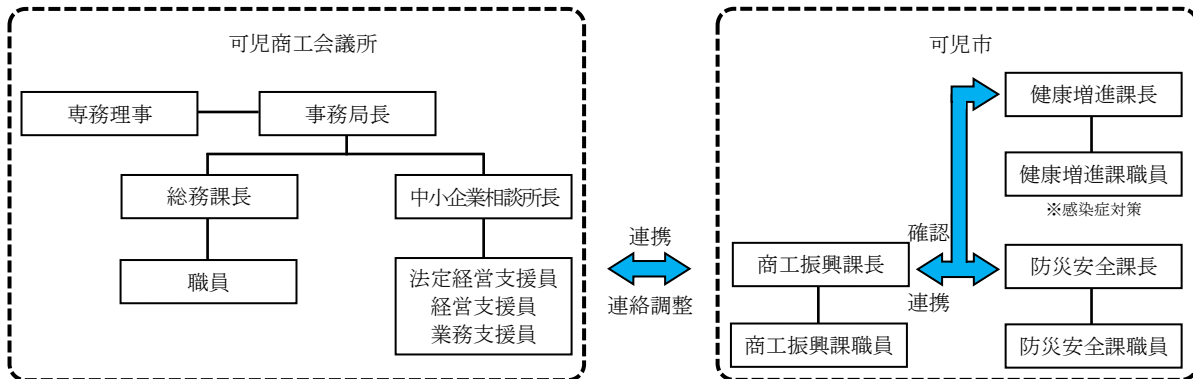
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制

(可児商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／可児市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／可児商工会議所と可児市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営支援員の氏名、連絡先

経営支援員 安井 遼 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該支援指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

可児商工会議所 中小企業相談所 指導課  
〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目5番地  
TEL : 0574-61-0011 / FAX : 0574-63-1856  
E-mail : sidoul@cci.kani.gifu.jp

②関係市町村

可児市 経済交流部 商工振興課  
〒509-0292 岐阜県可児市広見1丁目1番地  
TEL : 0574-62-1111 / FAX : 0574-62-1307  
E-mail : syokosinko@city.kani.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
普及啓発（広報）費	150	150	150	150	150
策定状況調査（アンケート）費	200	200	200	200	200
セミナー開催費	150	150	150	150	150
研修、訓練実施費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、可児市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等